

地域公共交通セミナー資料

道路運送法施行規則の改正について

令和2年11月12日
中部運輸局三重運輸支局



三重運輸支局

改正活性化再生法の施行に伴う道路運送法施行規則の改正(1/3)

1. 地域公共交通会議の協議対象の拡大(施行規則第9条の2関係)

地域公共交通会議における協議の対象を「一般旅客自動車運送事業」に拡大し、自家用有償旅客運送についても種別を問わず協議対象とするため、「市町村運営有償運送」を「自家用有償旅客運送」に改める。

2. 営業区域外旅客運送の禁止規定の例外(施行規則第18条の2関係)

改正後の道路運送法第20条第2号の「地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合」として、下記の2つの場合を定める。

- ①過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において、当該地域の営業区域内の一般旅客自動車運送事業者では輸送が困難な場合(第1号)
- ②一時的な輸送需要量の増加に対し、当該地域の営業区域内の一般旅客自動車運送事業者では輸送需要への対応が困難な場合(第2号)

3. 福祉有償運送(仮称)の対象の整理(施行規則第49条関係)

実情に合わせ、福祉有償運送(仮称)の対象の明確化を行う。

- ・「介護保険法施行規則の告示の基準に該当する者」については、運用において福祉有償運送の対象としているが、施行規則に明記されていないことから、施行規則においても明確化する。
- ・現行では「その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者」としているところ、知的障害者及び精神障害者は大幅に増加していることを踏まえ、別途定義規定を置いて明確化を図る。

改正活性化再生法の施行に伴う道路運送法施行規則の改正(2/3)

4. 自家用有償旅客運送の種別の見直し(施行規則第51条関係)

現行では自家用有償旅客運送の種別は実施主体及び運送目的に応じて3類型に整理されているが、種別を見直し、運送目的に応じて下記の2類型に整理する。

① 交通空白地有償運送

市町村又はNPO法人等が主体となって、交通空白地において地域住民又は観光旅客等の運送を行うもの

② 福祉有償運送

市町村又はNPO法人等が主体となって、単独での公共交通機関の利用が困難である身体障害者等を対象に、原則、ドアtoドアの個別輸送を行うもの

5. 事業者協力型自家用有償旅客運送(施行規則第51条の2の2関係)

道路運送法第79条の2第1項第5号で「事業者協力型自家用有償旅客運送」を定め、一般旅客自動車運送事業者の協力を得て行う事項として国土交通省令で定める事項は、整備管理の体制の整備とする。

6. 自家用有償旅客運送者の登録簿の公表(施行規則第51条の5関係)

自家用有償旅客運送者の登録簿の縦覧方法を、「事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表」することとする。

※三重運輸支局のHPに掲載予定。

改正活性化再生法の施行に伴う道路運送法施行規則の改正(3/3)

7. 「関係者間の協議が整っていないとき」に該当する場合(施行規則第51条の7関係)

道路運送法第79条の4第1項第5号の関係者間において協議が調っていないときとは、次に掲げるいずれにも該当するときとする。

- ① 自家用有償旅客運送について地域公共交通会議、協議会又は運営協議会において協議が調っていないとき
- ② 自家用有償旅客運送について改正後の地域公共交通活性化再生法第5条第1項に規定する地域公共交通計画に、実施主体、路線又は区域並びに自家用有償旅客運送の種別及び運送しようとする旅客の範囲が記載されていないとき

8. 自家用有償旅客運送者の旅客の名簿の取扱い(施行規則第51条の25関係)

交通空白地有償運送(仮称)については、観光旅客を含む来訪者も運送対象となることから、地域住民以外の不特定多数の者の利用が見込まれるため、その運送主体に対して旅客の名簿の作成・設置義務を課さないこととする。

※市町村が実施主体の場合は、福祉有償運送(仮称)の場合においても従来どおり名簿の作成・設置義務を課さない。

9. 通知の対象及び内容(施行規則第60条の4及び5関係)

① 通知の対象

道路運送法第91条の2に規定する通知の対象は、新規事業許可に加え、事業計画変更認可申請については路線の新設に係るもの(旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものを除く。)に限定することとする。

② 通知の内容

通知の内容は申請者に関する事項及び路線図その他路線に関する事項とする。

自家用有償旅客運送制度の概要(平成18年創設)

概要

過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域住民の生活に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて有償で運送できることとする制度。

種類

住民等のための「自家用有償旅客運送」
(市町村運営有償運送(交通空白)、公共交通空白地有償運送)

実施団体数：
市町村運営有償運送(452団体)
公共交通空白地有償運送(124団体)
(平成31年3月31日時点)

【501市町村において実施】



身体障害者等のための「自家用有償旅客運送」
(市町村運営有償運送(福祉)、福祉有償運送)

実施団体数：
市町村運営有償運送(109団体)
福祉有償運送(2482団体)
(平成31年3月31日時点)



※平成27年4月より、事務権限(登録、指導・監督)の市町村長等への移譲(手上げ方式)を開始。
平成31年4月1日現在、事務・権限の移譲先として19自治体(8県、11市区町村)を指定済み。

登録等

登録要件

- ① バス、タクシーによることが困難、かつ、
- ② 地域の関係者(※)により「地域住民の生活に必要な輸送」であるとの共通認識
※地域住民、地方公共団体、NPO、バス・タクシー事業者及びその組織する団体、地方運輸局又は運輸支局等
- ③ 必要な安全体制の確保(運行管理・整備管理の責任者を選任等)

有効期間

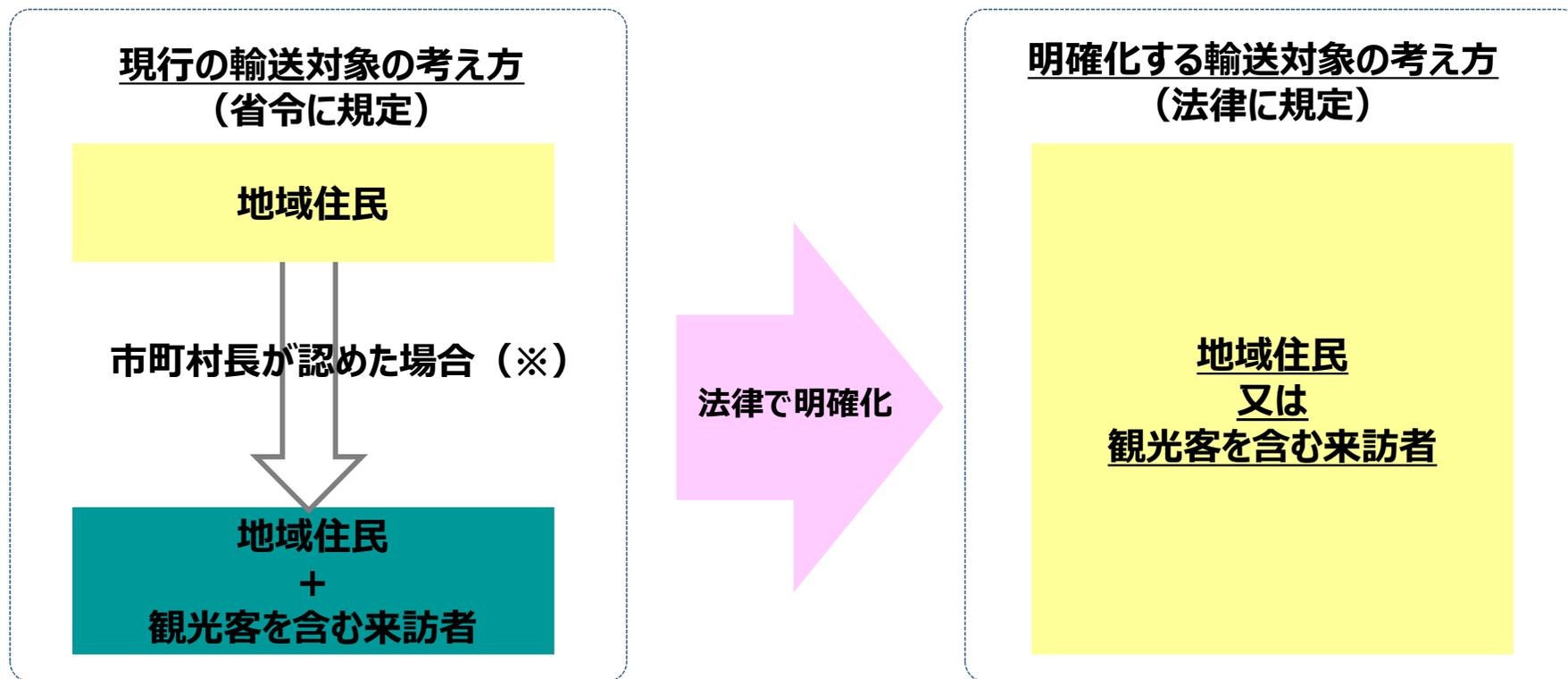
2年(重大事故を起こしていない場合等は3年)

指導・監督

上記③について、必要に応じ、監査等を実施。さらに是正命令や登録取消等の処分を実施。

観光ニーズへの対応のための輸送対象の明確化(補足)

- 地域住民だけでなく、観光客を含む来訪者も対象とすることを法律において明確化する。
(改正道路運送法第78条第2号)



(※) 地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを市町村長が認めた場合

【期待される効果】

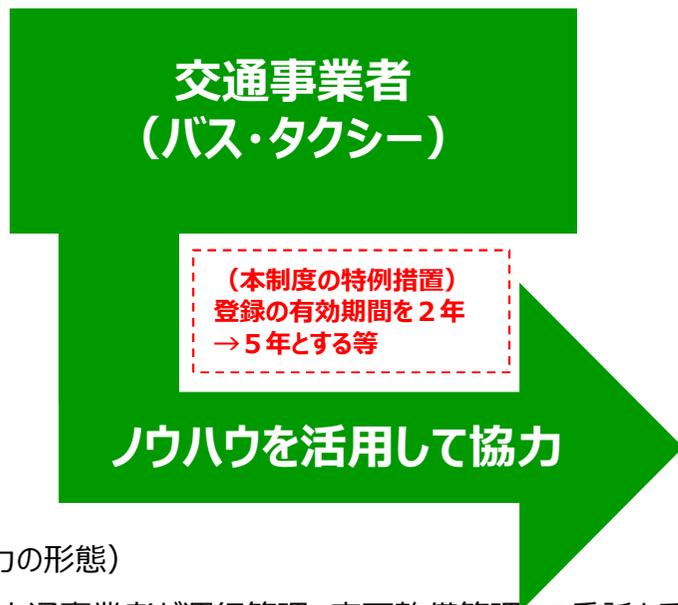
- ・インバウンドを含む観光ニーズの取り込みにより、生活交通も含め、地域交通の持続性が高まる
- ・観光客の移動ニーズに対応し、地域の観光資源の活用を図る

交通事業者が協力する自家用有償旅客運送制度の創設(補足)

過疎地等で市町村等が行う**自家用有償旅客運送**について、**バス・タクシー事業者**が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設

⇒ **運送の安全性を向上**させつつ、**実施を円滑化**

○事業者協力型自家用有償旅客運送の概要



(協力の形態)

⇒ 交通事業者が運行管理、車両整備管理の委託を受ける。

⇒ 交通事業者がNPO等の構成員として参画し、運行管理、車両整備管理を担当する。



【期待される効果】

【利用者目線】

- ・安全、安心な交通サービスの提供

【主体目線】

- ・業務負担の軽減、運行ノウハウの活用

【交通事業者目線】

- ・委託費の確保等

【参考】自家用有償旅客運送制度の見直し

種別の見直し

- ◆種別を「交通空白地有償運送」と「福祉有償運送」に統一（省令及び通達）
実施主体によらず、運行形態で2種に統一し、NPO等が主体でも委託を認めるなど同一規制にする。

導入に係る手続面を容易にする措置

- ◆更新手続書類の簡素化（通達）
運転者要件、車両権原等の書類について、変更がないものについて簡素化。

「事業者協力型自家用有償旅客運送」実施の円滑化の措置

- ◆事業者協力型の委託要件の明確化（省令）
事業者協力型の要件となる運行管理及び車両整備等における業務内容について明確化。
- ◆新規・更新手続書類の簡素化（通達）
運転者要件、保険の書類について、事業者の確認により担保可能なものを簡素化。
- ◆事業者の運行責任範囲の明確化（ガイドライン）
運行責任は運送主体にあること、委託契約内容等に運行管理及び車両整備の方法を明記すること、事業者が契約内容に違反した場合は契約不履行の責任を負うことを明確化。

参照条文（自家用有償旅客運送関係）

●改正道路運送法

（有償運送）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一 （略）

二 市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

三 （略）

（登録の申請）

第七十九条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～四（略）

五 自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他国土交通省令で定める事項について一般旅客自動車運送事業者の協力を得て行う運送（以下「事業者協力型自家用有償旅客運送」という。）を行おうとするときは、当該一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

2 （略）

（登録の拒否）

第七十九条の四 国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一～四（略）

五 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において、**一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域における必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて協議が調っていないとき。**

2 （略）

ご清聴ありがとうございました



三重運輸支局